定　　款

社会福祉法人

日本医療伝道会

社会福祉法人日本医療伝道会　定款

第１章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、キリスト教精神にもとづいて次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

特別養護老人ホームの経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業の経営

（ロ）老人居宅介護等事業の経営

（ハ）老人短期入所事業の経営

（ニ）生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人日本医療伝道会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条 この法人の事務所を神奈川県横須賀市小矢部二丁目２３番１号に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条 この法人に評議員１１名以上１５名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、外部委員２名、事務局員２名の合計５名で構成する。
３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし外部委員の１名以上が出席し、かつ外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）
第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
４　評議員の定年は満 80 歳とする。任期中に定年に達した場合は当該任期満了までその任を務め、任期満了日をもって退任の日とする。

（評議員の報酬等）
第８条　評議員に対して、各年度の総額が 450,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）
第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）
第 10 条　評議員会は、次の事項について決議する。
（1）理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
（2）理事及び監事の報酬等の額
（3）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（4）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
（5）定款の変更
（6）残余財産の処分
（7）基本財産の処分
（8）社会福祉充実計画の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 11 条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 12 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第 13 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第 1 項及び第 2 項の規定に関わらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 14 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに署名し、又は記名押印する。

第４章　役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1)理事７名以上９名以内

(2)監事３名以内

２　理事のうち１名を理事長、１名を専務理事、３名以内を常務理事とする。必要に応じて副理事長１名を置く事ができる。

３　前項の副理事長、専務理事、常務理事をもって社会福祉法第４５条の１６第２項第２号の業務執行

理事とする。
4　この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）
第 16 条　理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
2　理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第 17 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3　理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、4 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第 18 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）
第 19 条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。
2　会計監査人は、いつでも次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面。
(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）
第 20 条　理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
3　会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。
4　理事及び監事の定年は満 75 歳とする。任期中に定年に達した場合は当該任期満了までその任を務め、任期満了日をもって退任の日とする。
5　前項の年齢は在任できる上限を示したものであり、現にその職にある者が当然にその年齢まで留任で

きるものではない。

（役員及び会計監査人の解任）

第 21 条　理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2　会計監査人が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3)心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3　監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に召集される評議員会に報告するものとする。

（役員及び会計監査人の報酬等）

第 22 条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2　会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（職員）

第 23 条　この法人に、職員を置く。

2　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において選任及び解任する。

3　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章　理事会

（構成）

第 24 条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第 25 条　理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)理事長、副理事長、専務理事、常務理事の選定及び解職

（招集）

第 26 条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長が予め指名する副理事長又は専務理事、常務理事が理事会を招集する。

（決議）
第 27 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は、電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第 28 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章　資産及び会計

（資産の区分）
第 29 条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の 4 種とする。
2　基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
3　その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
4　公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 37 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 38 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
5　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）
第 30 条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、横須賀市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、横須賀市長の承認は必要としない。
一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）
第 31 条　この法人の資産は、理事会の定める方法により理事長が管理する。

2　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

（事業計画及び収支予算）

第 32 条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、理事長が作成し、毎会計年度開始の日の前日までに理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2　前項の書類については、定時評議員会に報告し、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 33 条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5)貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6)財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第２条の３９に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて定時評議員会の承認を受けなければならない。

3　第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)会計監査報告

(3)理事及び監事並びに評議員の名簿

(4)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5)事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 34 条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第 35 条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第 36 条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章　公益を目的とする事業

（種別）

第 37 条　この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

一般保健相談に関する事業
母子の健康管理に関する事業
在宅老人の健康管理に関する事業
指定老人訪問看護事業及び指定訪問看護事業
居宅介護支援事業
地域包括支援センターの事業
介護予防・日常生活支援総合事業
訪問リハビリテーションの事業

2　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 8 章　収益を目的とする事業

（種別）

第 38 条　この法人は社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

不動産（住宅等）賃貸業

2　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

（収益の処分）

第 39 条　前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 13 条及び平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第 9 章　解散

（解散）

第 40 条　この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 41 条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第１０章　定款の変更

（定款の変更）

第 42 条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、横須賀市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を横須賀市長に届け出なければならない。

第１１章　公告の方法その他

（公告の方法）

第 43 条　この法人の公告は、社会福祉法人日本医療伝道会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第 44 条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　小崎　道雄
理　事　日野原　善輔
理　事　田崎　健作
理　事　末包　敏夫
理　事　木本　茂三郎
理　事　松尾　造酒蔵
理　事　西　　熊治
理　事　黒沢　良臣
理　事　松島　正雄
監　事　小林　喜一
監　事　山尾　忠治

別表　基本財産（第29条関係）

基　本　財　産

名　　称 （種類）	摘　　要	
土　　地	地　　番	横須賀市小矢部二丁目222番9
	地目・地積	宅地　　９，１４６．１３㎡
	地　　番	横須賀市小矢部二丁目222番15
	地目・地積	宅地　　１，２３７．１７㎡
	地　　番	横須賀市小矢部二丁目222番17
	地目・地積	宅地　　１，０７４．１１㎡
	地　　番	横須賀市小矢部二丁目222番18
	地目・地積	宅地　　３８２．９１㎡
	地　　番	横須賀市小矢部二丁目222番19
	地目・地積	宅地　　３３３．１㎡
	地　　番	横須賀市芦名二丁目811番3
	地目・地積	宅地　　８．９３㎡
	地　　番	横須賀市芦名二丁目830番2
	地目・地積	雑種地　　１２０㎡
	地　　番	横須賀市芦名二丁目830番3
	地目・地積	宅地　　５，７６３．４４㎡
	地　　番	横須賀市芦名二丁目830番10
	地目・地積	宅地　　２．４５㎡
	地　　番	横須賀市芦名二丁目831番1
	地目・地積	雑種地　　４２８㎡
	地　　番	横須賀市芦名二丁目832番1
	地目・地積	田　　８６㎡
	地　　番	横須賀市芦名二丁目832番4
	地目・地積	田　　４５㎡
	地　　番	横須賀市芦名二丁目833番1
	地目・地積	田　　２．０４㎡
	地　　番	横須賀市芦名二丁目833番2
	地目・地積	田　　１７９㎡
	地　　番	横須賀市芦名二丁目833番3
	地目・地積	田　　７．６３㎡
	地　　番	横須賀市芦名二丁目848番1
	地目・地積	宅地　　３２５．９３㎡

	地　　番 地目・地積	横須賀市芦名二丁目859番3 宅地　　６６１．９㎡
	地　　番 地目・地積	横須賀市芦名二丁目860番16 雑種地　　１．１２㎡
	地　　番 地目・地積	横須賀市芦名二丁目860番17 雑種地　　２４㎡
	地　　番 地目・地積	横須賀市芦名二丁目861番1 雑種地　　１８５㎡
	地　　番 地目・地積	横須賀市芦名二丁目868番2 雑種地　　６．２３㎡
	地　　番 地目・地積	横須賀市長瀬三丁目342番10 雑種地　　１，４６５㎡
建　　物	所在地 家屋番号 構　　造 延　面　積	横須賀市小矢部二丁目222番地9 小矢部二丁目 222番9の4、9の6 鉄骨鉄筋コンクリート造地下１階付６階建、鉄筋コンクリート造1階建（3階部分） 病院（衣笠病院）　１０，８６６．３４㎡
	所在地 家屋番号 構　　造 延　面　積	横須賀市小矢部二丁目222番地9 222番9 鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付２階建 診療所（健康管理センター）　８３０．３７㎡
	所在地 家屋番号 構　　造 延　面　積	横須賀市小矢部二丁目222番地9 小矢部二丁目 222番9の5 鉄筋コンクリート造３階建 療養所（衣笠ろうけん）　１，２４０．９１㎡
	所在地 家屋番号 構　　造 延　面　積	横須賀市小矢部二丁目222番地 222番5 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建 寄宿舎（看護師寮）　８３７．８８㎡
	所在地 家屋番号 構　　造 延　面　積	横須賀市小矢部二丁目222番地9 222番9の8 鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺２階建 機械室 事務所 食堂（施設管理棟）　５８８．３７㎡
	所在地 家屋番号 構　　造 延　面　積	横須賀市小矢部二丁目222番地15、222番地9 222番15 鉄骨造陸屋根２階建 病院（ホスピス病棟）　１，０７１．５２㎡

	所　在　地	横須賀市長瀬三丁目342番地10
	家屋番号	342番10
	構　　造	鉄骨造陸屋根６階建
	延　面　積	養護所（長瀬ケアセンター）　２，２２５．２３㎡
	所　在　地	横須賀市芦名二丁目830番地3、831番地1、848番地1、859番地3、860番地17、861番地1
	家屋番号	830番3
	構　　造	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板葺４階建
	延　面　積	養護所（衣笠ホーム）６，８２８．０７㎡

附　則

この定款は、２０１７（平成２９）年４月１日から施行する。

附　則

この定款は、２０１９（令和元）年８月２０日から施行する。

附　則

この定款は、２０２１（令和３）年４月１４日から施行する。

附　則

この定款は、２０２５（令和７）年７月１日から施行する。

附　則

この定款は、２０２６（令和８）年８月３日から施行する。